

令和7年8月28日

公 告

陸上自衛隊

日本原駐屯地業務隊長

(公 印 省 略)

陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における令和8年度展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において、令和8年度に展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項の規定に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所及び使用日

- (1) 恒常時（日本原駐屯地内）

ア 設置場所 厚生センター内及び厚生センター前広場

イ 使用日 土日祝日、年末年始等を除く平日の12時から13時

(2) 教育訓練基盤構築時における物品等の販売

ア 設置場所 陸上自衛隊日本原演習場廠舎地区

イ 使用日 令和8年4月頃及び10月頃の指定する日

4 募集要領の配布

(1) 配布期間

令和7年10月1日(水)～10月15日(水)

午前9時から午後5時の間に配布(ただし、土、日、祝除く。)

(2) 配布方法

ア 陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載

イ 陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科で配布

5 募集要領・仕様書説明会、現場説明会

(1) 日 時 令和7年10月17日(金) 午後2時30分

(2) 場 所 日本原駐屯地厚生センター(武蔵館)

(3) 携行品 募集要領及び仕様書、印鑑(認印可)

(4) 申込先 陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 吉川 宛

〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地

TEL 0868(36)5151 内線583

FAX 0868(36)2198

※ 参加を希望される場合は、令和7年10月16日(木)午後1時までに、会社名、電話番号、出席者氏名、乗り入れ車両(車名、車番)を電話またはFAXでご連絡下さい。

なお、陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において過去3年以内に営業実績がある業者は、説明会への参加を省くことができます。

6 お問い合わせ先

第6項4号の説明会申込み先に同じ。

「陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における令和 8 年度展示即売店の設置及び経営」募集要領及び仕様書

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊

募集要領

1 概 要

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において、隊員等の福利厚生の上に資するため、展示即売店の設置及び経営業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び第3号から第6号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 応募業種

自衛隊内での販売に適していると認められる物品等の販売（日本原演習場廠舎地区は2店舗）

4 設置施設の所在地及び名称

- (1) 所在地：岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
- (2) 名 称：陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区

5 募集要領・仕様書説明会及び現場説明会

- (1) 日 時
令和7年10月17日（金）午後2時30分～午後3時
- (2) 場 所
日本原駐屯地厚生センター（武蔵館）
- (3) 携行品
募集要領及び仕様書、印鑑（認印可）

(4) 注意事項

ア 参加希望業者（各業者2名以内）は、令和7年10月16日（木）午後1時までに、①会社名、②出席者氏名、③電話番号、④乗り入れ車両（車種・車番）をご連絡下さい。

イ 陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において過去3年以内に営業実績がある場合は、説明会への参加を省くことができます。

(5) 申込先

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊厚生科 吉川 宛
〒708-1325 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地
TEL 0868(36)5151 内線583
FAX 0868(36)2198

6 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 設置場所及び使用日

ア 恒常時（日本原駐屯地内）

(ア) 設置場所 厚生センター内及び厚生センター前広場

(イ) 使用日 土日祝日、年末年始等を除く平日の12時から13時

イ 教育訓練基盤構築時における物品等の販売

(ア) 設置場所 陸上自衛隊日本原演習場廠舎地区

(イ) 使用日 令和8年4月頃及び10月頃の指定する日

(3) その他

仕様書のとおり

7 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

8 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置を希望する業者は、下記のとおり、手交又は郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しませんのでご了解ください。

ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書15部（別紙様式第2）

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

c ゴミ・廃棄物の処分方法

d 衛生管理方法

e クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

f 陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における営業実績、営業方針及びアピールポイント

g 出店日及び使用面積要望表（別紙様式第4）

h レイアウト図（別紙様式第5）

(ウ) 企画提案書付属書類15部

販売商品カタログ、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）

(エ) その他関係書類各1部

公募に参加する業者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

a 業務確約書（別紙様式第6）

b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
※発行後3ヵ月以内のもの

c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）

d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
（個人：その3の2、法人：その3の3）
※発行後3ヵ月以内のもの

e 会社概要（任意様式：所在地、設立年月日、資本金、社員数、店舗数、売上高等を記載、パンフレット可）

f 印鑑証明書

※発行後3ヵ月以内のもの

g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し。

※ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

第5項5号の説明会申し込み先に同じ。

ウ 提出期限

令和7年10月31日（金）必着

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合、その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

9 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考および総合的審査の上、展示即売会実施可能業者を決定する。（別途通知）

10 決定日（実施可能業者）

令和7年11月25日（火）予定

11 国有財産使用許可に伴う提出書類（業者決定後に別途配布）

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書

イ 国有財産使用許可申請書の提出に当たって

ウ 誓約書・役員名簿

(2) 提出先

申請書等の提出先に同じ。

(3) 提出期限

別途通知

12 その他

出店については、場所、面積等の条件により、展示即売会実施可能業者であっても営業できない場合があります。（別途通知）

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
TEL：
FAX：

法人・個人

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地に所在する陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会社名：

a	主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
b	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
c	ゴミ・廃棄物の処分方法
d	衛生管理方法
e	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
f	陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における営業実績、営業方針及びアピールポイント
g	出店日及び使用面積要望表（別紙様式第4）
h	レイアウト図（別紙様式第5）

主な販売予定商品・販売価格表

[illegible]

出店日及び使用面積要望表
(※使用する日程のみ記入)

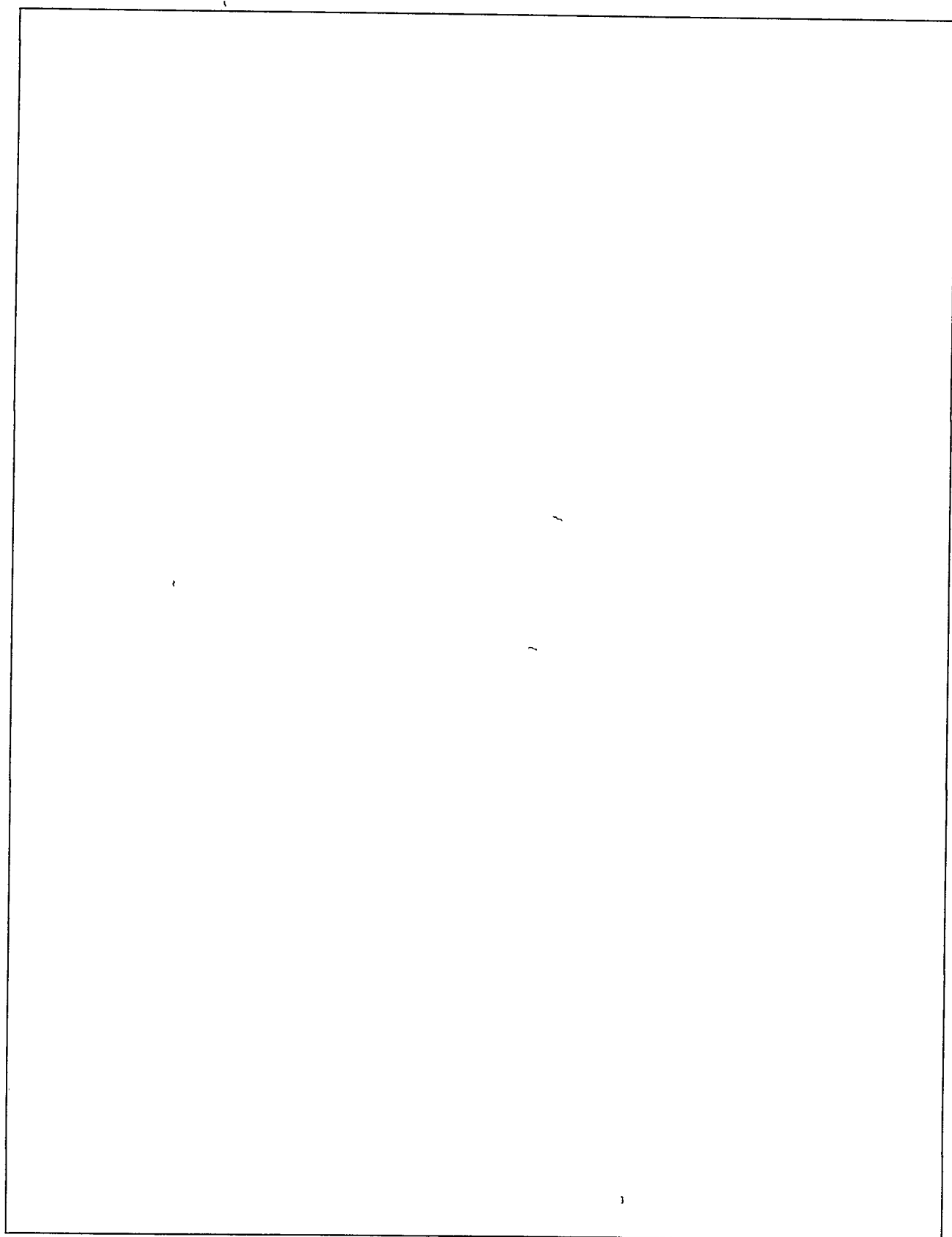
1 恒常時（日本原駐屯地内）

出店日		使用面積 (㎡)	寸法（縦×横） （単位m）
月	日		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

2 教育訓練基盤構築時（日本原演習場廠舎地区）

出店日	使用面積 (㎡)	寸法（縦×横） （単位m）
8年4月		
8年10月		

レイアウト図



業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における令和8年度展示即売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
TEL：
FAX：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊日本原駐屯地及び日本原演習場廠舎地区における令和8年度展示即売店の設置及び経営

2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、陸上自衛隊日本原駐屯地業務隊長（以下、「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可の取り消し、又は変更することがある。
 - ア 国が使用財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格要件

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。

7 出店日、営業時間

- (1) 恒常時（日本原駐屯地）

ア 出店日

令和8年4月1日から令和9年3月31日の間のうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

イ 営業時間

原則として、正午～13時までとする。

(2) 教育訓練基盤構築時（日本原演習場廠舎地区）

ア 出店日

令和8年4月頃及び10月頃の指定する日とする。

イ 営業時間

原則として、17時～22時までとする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

(1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

(2) 駐屯地内及び演習場廠舎内で食品等を調理、販売する場合は、菌検索結果等の提出を求める場合がある。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲及び乙に通知

し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 丙は、本業務の遂行にあたっては担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内の出入り及び施設への立ち入りについては、日本原駐屯地で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこととする。
- (4) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとする。
- (6) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
また、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (8) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (9) 丙は、使用日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (11) 丙は、売上金額を担当職員に提出すること。（別途通知）
- (12) 甲の緊急時等の都合により、丙による使用中止を求める場合がある。
- (13) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、協議し決定するものとする。